

介護職員処遇改善交付金事業実施要領の一部改正について

京都府健康福祉部高齢者支援課

平成 22 年 3 月 30 日付け老発 0330 第 5 号厚生労働省老健局長通知による「介護職員処遇改善交付金事業実施要領」の一部改正の主な内容は次のとおりです。

1 キャリアパス等に関する要件の追加

介護職員処遇改善交付金の要件として「キャリアパスに関する要件」及び「平成 21 年介護報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件」が追加され、この要件を満たさない場合には交付率が低減されます。

要件に適合するかどうかの確認は、事業者からの届出によって確認します。要件の追加は、平成 22 年 10 月以降のサービス提供分から適用されるため、平成 22 年 9 月末まで（10 月以降に申請される場合は、申請と同時）に届出（要領別紙様式 6）が必要です。

（1）キャリアパスに関する要件

次に掲げる I 又は II のいずれかに該当すること。

要件 I	次の①から③までに掲げる要件に該当していること。 ① 介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。 ② ①に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時に支払われるものを除く。）について定めている。 ③ ①及び②の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知している。
要件 II	要件 I によりがたい場合は、その旨をすべての介護職員に周知した上で、次に掲げる要件に該当していること。 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上のための目標及び次の①又は②に掲げる具体的な取り組みを定め、すべての介護職員に周知していること。 ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT 等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。 ② 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）の実施

（2）平成 21 年介護報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件

次に掲げる事項をすべての介護職員に周知していること。

平成 20 年 10 月から届け出を要する日の属する月の前月までに実施した、平成 21 年 4 月の介護報酬改定を踏まえた処遇改善（賃金改善を除く。）の内容及び当該改善に要した費用の概算額

2 交付率及び交付額

上記 1 のキャリアパス等の要件の追加により、平成 22 年 10 月以降に提供された介護サービスを根拠とする交付率及び交付金の額については、要件の適合状況に応じた交付率を介護報酬総額に乘じた額となります。

交付率は、要件の適合状況により、次のようにになります。

1 の(1)（キャリアパス要件）及び 1 の(2)（処遇改善定量的要件）の両方を満たす事業者	従前どおりの交付率
1 の(1)（キャリアパス要件）又は 1 の(2)（処遇改善定量的要件）のいずれかを満たす事業者	従前の交付率 × 0.9
1 の(1)（キャリアパス要件）及び 1 の(2)（処遇改善定量的要件）のいずれも満たさない事業者	従前の交付率 × 0.8

例えば、訪問介護事業所では、キャリアパス要件及び処遇改善定量的要件の両方を満たす場合は 4.0 %、キャリアパス要件又は処遇改善定量的要件のいずれも満たさない場合は 3.2 % となります。

3 提出書類の簡素化

承認申請書又は処遇改善計画書の提出書類の一部が簡素化になります。

- (1) 承認申請書及び処遇改善計画書の提出時に添付する書類（就業規則、給与規程等及び労働保険の加入が確認できる書類）

交付金を受けようとする事業者が、前年度に対象事業者の承認を受けている場合において、既に提出している添付書類に変更がないときは、省略することができます。

- (2) 処遇改善計画書の記載事項

処遇改善計画書（要領別紙様式 2）の「(2) 賃金改善以外の処遇改善事項について」は、キャリアパス要件等届出書（別紙様式 6）を提出し、平成 21 年介護報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件を満たす場合にあっては、処遇改善計画書への記載を省略することができます。